

付 録

いわき市好間工業用水道事業の概要

いわき市好間工業用水道事業の概要

1 経緯

好間工業用水道は、建設時に福島県と本市との間で「覚書」を取り交わし、当該工業用水道施設の完成後に本市に譲渡する計画のもと、福島県による施設の整備が行われました。

この「覚書」に基づき、令和4年9月21日に、福島県と本市との間で「好間工業用水事業の譲渡に関する契約」が締結されたことから、同年10月1日から、いわき市水道局が好間工業用水道事業を運営することになりました。

小玉ダムを水源として夏井川の愛谷堰にある赤井取水場から河川表流水を取水し、取水口から約100m高い位置にある好間浄水場において、浄化後、いわき好間中核工業団地に立地する企業に工業用水を供給しています。

2 施設の概要

- (1) 名称： 好間浄水場（好間工業団地 39）
- (2) 給水能力： 10,000 m³/日
- (3) 契約水量： 9,930 m³/日（契約率 99.3%）
- (4) 契約企業： 9社

<好間工業用水道の取水から配水までの流れ>

- 赤井取水場（無人・自動運転）⇒ 好間浄水場（浄化工程：無人・自動運転）⇒ 自然流下（浄水場より低位置）又は増圧ポンプ場で増圧配水（浄水場より高位置）
- 取水場・浄水場・増圧ポンプ場は、業務委託により北部浄水場管理室の中央監視室が遠隔操作する。

3 水質の測定

工業用水道事業法第19条の規定に基づき、当該浄水場の取水及び配水に係る毎日測定項目については、北部浄水場管理室（中央監視室）により連続監視するとともに、配水に係る全項目については、水質管理センターが年に2回のサンプリング測定を実施する。

測定地点：浄水場の取水及び配水

測定方法：工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）の規定に基づく日本産業規格K0101（工業用水試験方法）及びこれに適用のある自動測定法

<取水及び配水>

表1 測定項目及び測定頻度（北部浄水場管理室の中央監視室）

No.	測定項目	基準値*	測定頻度
1	水温	25 度以下	毎日（連続）
2	濁度	15 "	"
3	水素イオン濃度	6.0 以上 8.5 以下	"

* いわき市工業用水道事業給水条例（令和4年6月22日いわき市条例第12号）の水質基準による。

<配水>

表 2 測定項目及び測定頻度（水質管理センター）

No.	測定項目	基準値	測定頻度
1	水温	25 度以下 *1	年に2回
2	濁度	15 // *1	//
3	水素イオン濃度	6.0 以上 8.5 以下 *1	//
4	アルカリ度	75 mg/L *2	//
5	硬度	120 // *2	//
6	蒸発残留物	250 // *2	//
7	塩素イオン	80 // *2	//
8	鉄イオン	0.3 // *2	//
9	マンガン	0.2 // *2	//

*1 いわき市工業用水道事業給水条例（令和4年6月22日いわき市条例第12号）の水質基準による。

*2 工業用水道の供給標準水質の基準値（昭和46年日本工業用水協会・工業用水水質基準策定委員会）による。なお、当該数値は、工業用水道使用者全体の用途を考慮して効率的・経済的に定めたものであることから、取水の水質の状況によっては、工業用水道の供給水質が上表により難しい場合がある。

4 水質測定結果の公表

水質管理センターによる年に2回の配水の水質測定結果（表2）については、速やかに本市の水道局ホームページ上に掲載する。

（公表 URL） <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1680239172456/index.html>